



～経営者に喜ばれるうえに事務所の収益向上を実現！～

税理士だからできる 企業型確定拠出年金の導入支援

2024/11/21

総合経営サービスグループ

中川 祥瑛 (なかがわ しょうえい) CFP 税理士 医業経営コンサルタント

【経歴】

石川県出身。所内では法人顧客・個人顧客問わず決算・申告最終チェック者として、医療顧問先を中心に節税対策・税務調査対応、相続対策に従事。

現在は総合経営サービスグループの税理士法人・代表社員。

講演実績は所内外合わせて、累計1500回を超える。

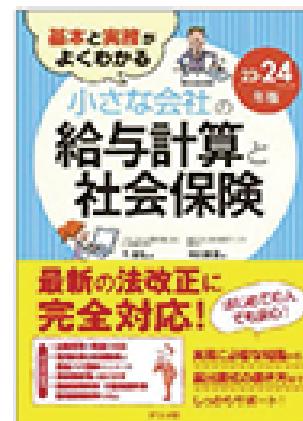
企業型確定拠出年金の導入実績はグループで現在約670社となっている。

【書籍】

『改訂新版 身近な人が亡くなった時の相続手続きと届出のすべて』

『病院のための税理士の選び方がわかる本』

『小さな会社の給与計算と社会保険23-24年版』



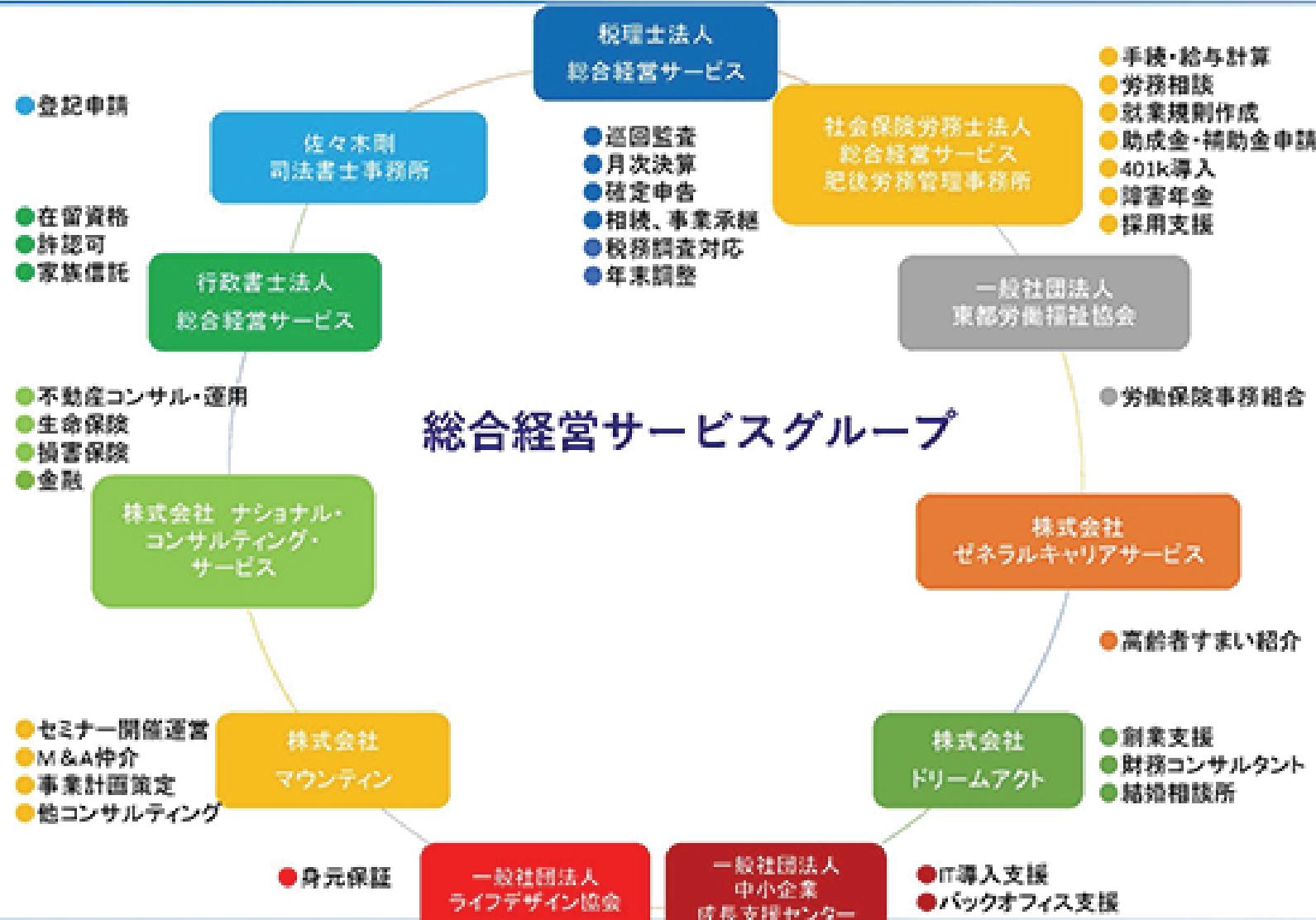
会社概要

「なにか困ったら総経へ」
という強い想い。

経営理念
『共存共榮』『凡事徹底』

代表者	代表社員 税理士 山崎明 中川祥瑛
設立	2004年1月
創業	1984年7月
グループ総人數	160名
顧問先数	約1,300社
医療顧問先数	約250社
連絡先	03-3912-4417(代表) 401k@mountain.co.jp

会社概要



会社概要（グループ拠点）



信州松本店



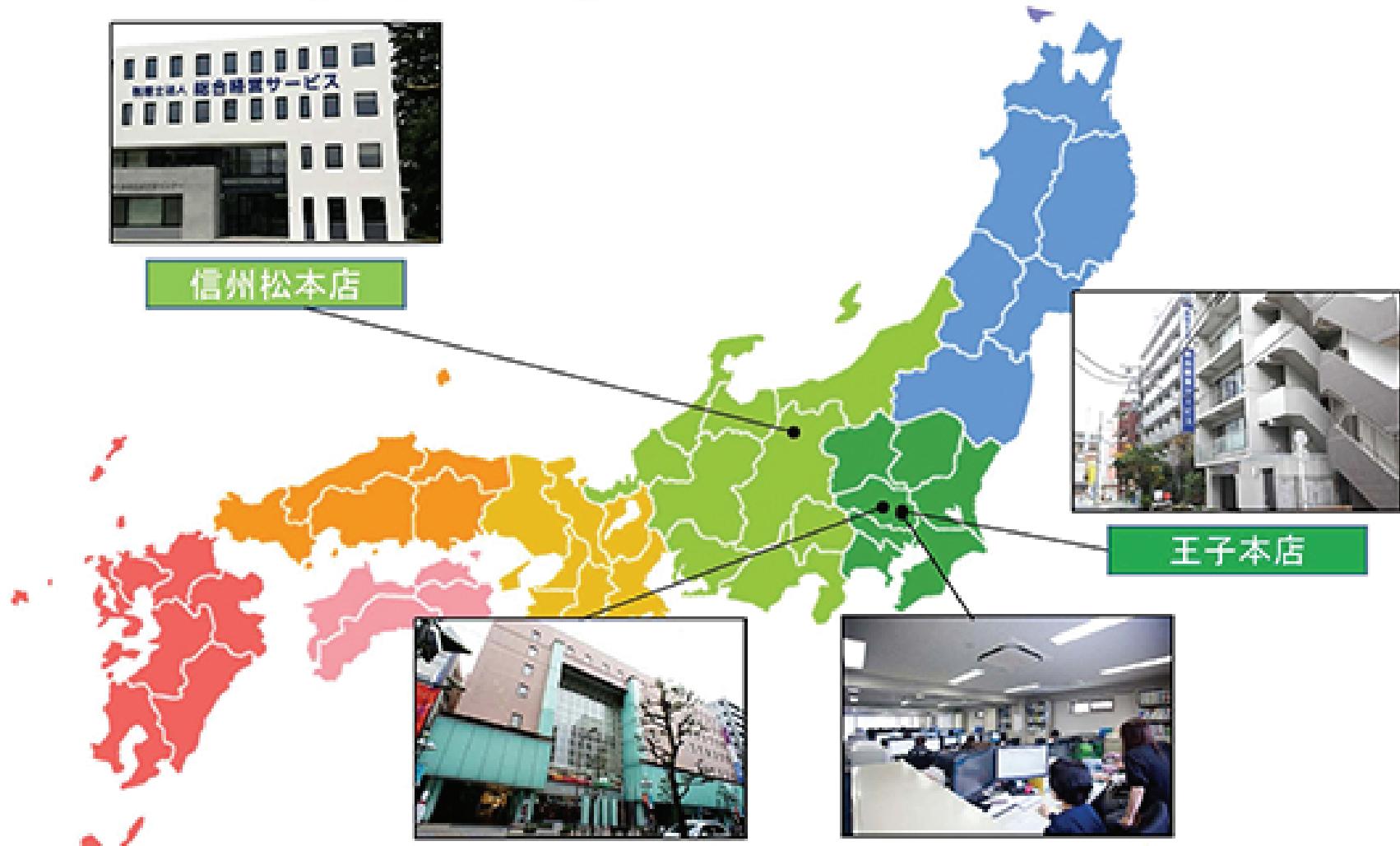
王子本店



吉祥寺店



上石神井店





本日お伝えしたいこと

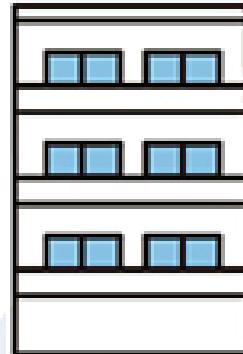
- 確定拠出年金の概要・他制度との比較
- 確定拠出年金のメリット
- 総合経営サービス 確定拠出年金の取り組み
- 導入事例

01

確定拠出年金の概要 他制度との比較



401Kは企業のあらゆる課題を解決します（三方良し）



企業（経営者）

役員の退職金を全額損金で準備できる

社会保障料削減
企業の法人税削減



従業員

将来の資産形成を
より有利に準備可能



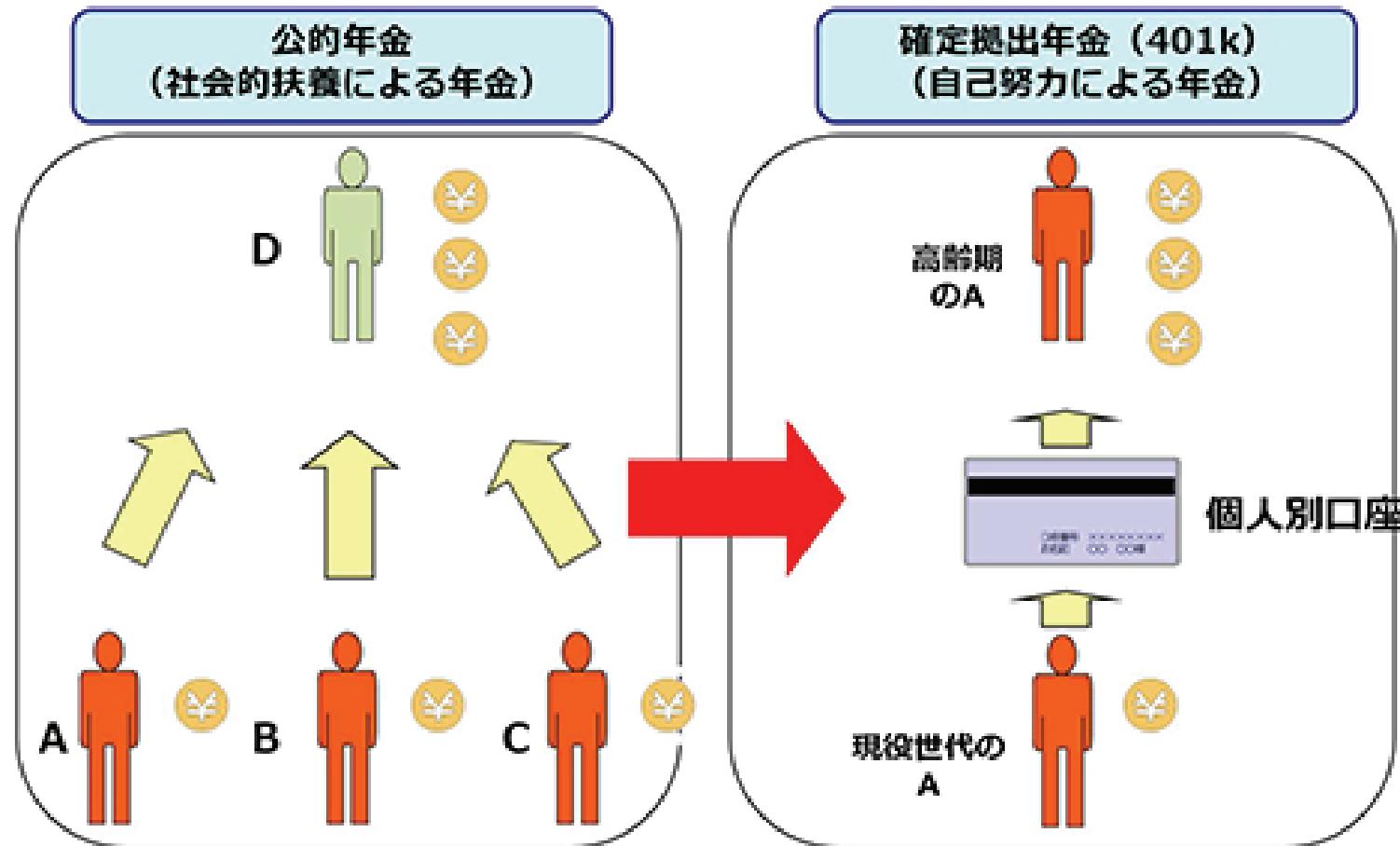
求職者

制度の存在が
競合との差別化になる

確定拠出年金とは

- 2001年に始まった私的年金(公的年金で不足する老後資金を補填)
- 企業型・個人型 (iDeCo) の2種類
- 企業型確定拠出年金・中退共の比較
- 確定拠出年金・小規模企業共済の比較
- 確定拠出年金・はぐくみ基金の比較
- 5つの税制優遇
(役員・従業員のメリット3つ 法人のメリット2つ)
- 年金制度であるため60歳まで解約できない

確定拠出年金は国が認めた救済策



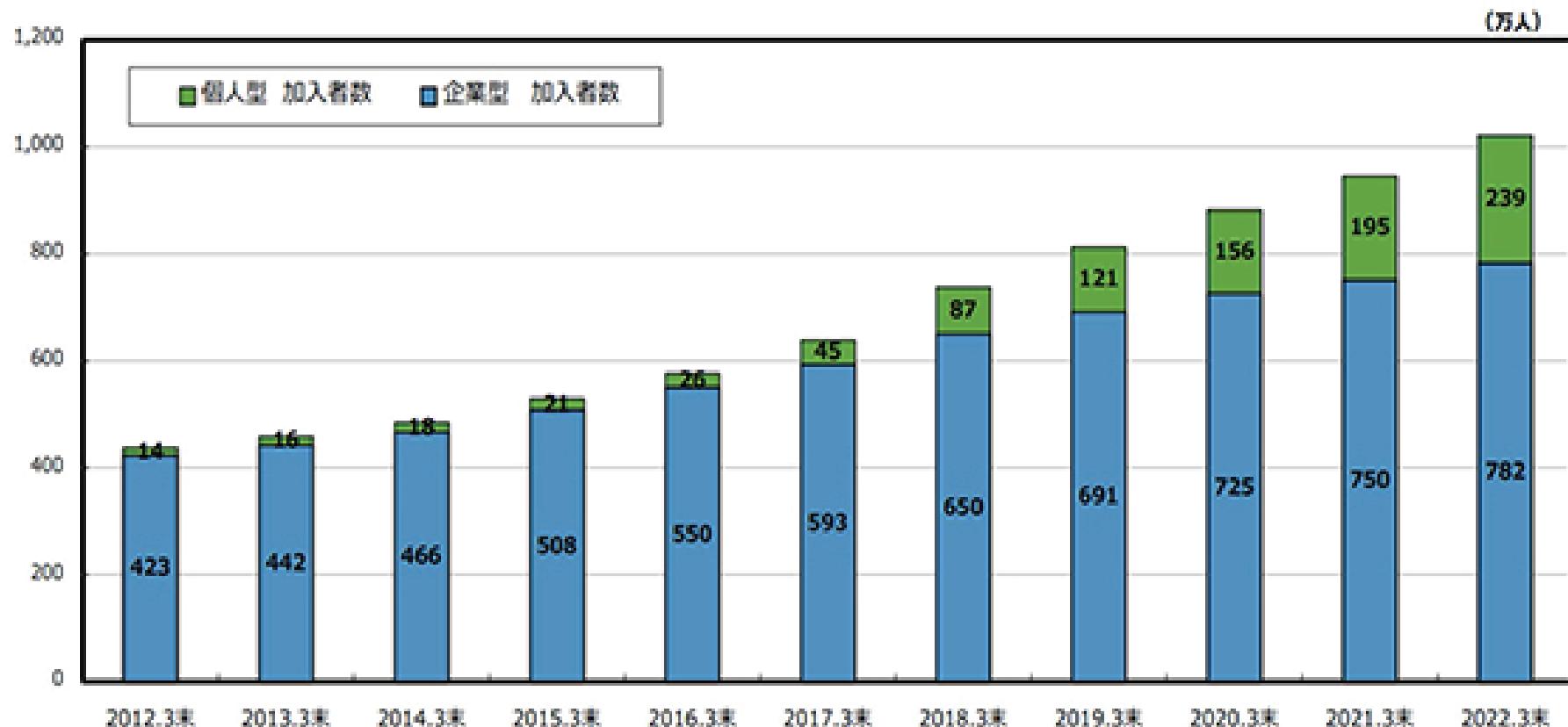
企業型・個人型（iDeCo）の2種類

企業型は個人型の**拡大版**

	企業型	個人型（iDeCo）
加入者	複数人	個人
節税効果	大きい	小さい
社会保険料の軽減	大きい	小さい
掛金上限	大きい	小さい
口座管理手数料	大きい	小さい
加入年齢上限	大きい	小さい

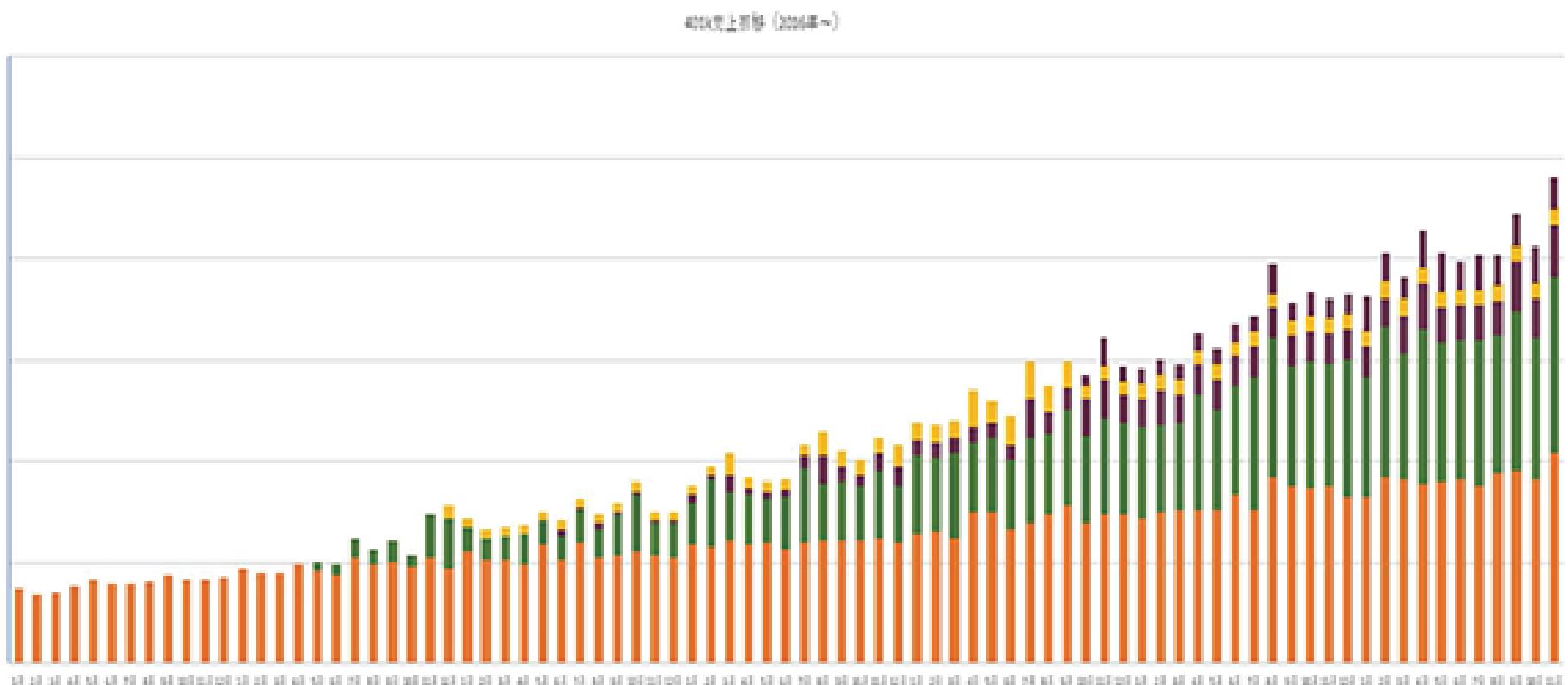
確定拠出年金 加入者数推移

国民の10人に1人が加入



出典：運営管理機関連絡協議会
「確定拠出年金統計資料（2022年3月末）」

導入実績 670社



確定拠出年金と中退共の比較

企業型確定拠出年金		中小企業退職金共済
■	加入対象者	■
■	加入年齢 下限・上限	■
■	拠出額 下限・上限	■
■	非課税で運用できる期間	■
■	税制優遇	■
■	投資商品	■
■	手数料	■
■	受給	■

確定拠出年金と小規模企業共済の比較

企業型確定拠出年金		小規模企業共済
■	加入対象者	■
■	加入年齢 下限・上限	■
■	拠出額 下限・上限	■
■	非課税で運用できる期間	■
■	税制優遇	■
■	投資商品	■
■	手数料	■
■	受給	■

確定拠出年金と小規模企業共済の比較

(例) 拠金月額1万円で、加入された場合

掛け金納付年数	5年（掛け金合計額：600,000円）
共済金A	[Redacted]
共済金B	[Redacted]
準共済金	[Redacted]

掛け金納付年数	10年（掛け金合計額：1,200,000円）
共済金A	[Redacted]
共済金B	[Redacted]
準共済金	[Redacted]

掛け金納付年数	15年（掛け金合計額：1,800,000円）
共済金A	[Redacted]
共済金B	[Redacted]
準共済金	[Redacted]

掛け金納付年数	20年（掛け金合計額：2,400,000円）
共済金A	[Redacted]
共済金B	[Redacted]
準共済金	[Redacted]

確定拠出年金とはぐくみ基金の比較

企業型確定拠出年金		はぐくみ基金
	加入対象者	
	加入年齢 下限・上限	
	拠出額 下限・上限	
	非課税で運用できる期間	
	税制優遇	
	投資商品	
	手数料	
	受給	

02

企業型確定拠出年金のメリット



確定拠出年金とは 役員・従業員個人のメリット

企業型確定拠出年金の3つの「税制優遇」 + □

掛金積立

所得税が**非課税**

住民税が**非課税**

社会保険料の**対象外**

運用

運用益が**非課税**

受給

一時金は**退職所得扱い**

年金は公的年金等控除
の対象

確定拠出年金とは 法人のメリット

法人のメリット

全額損金

税引き前で
積立

経費にしながら
積立可能

通常の退職金は
法人税納税後のお金で
支払う

確定拠出年金とは 役員・従業員個人のメリット

企業型確定拠出年金の3つの「税制優遇」 + □

掛け金積立

所得税が非課税

住民税が非課税

社会保険料の対象外

運用

運用益が非課税

受給

一時金は退職所得扱い

年金は公的年金等控除の対象

メリット① 掛金拠出時

月給30万円の例（東京都・扶養なし・40歳以上）

	現状	確定拠出年金導入	差額
月額給与	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
401k拠出額	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
支給総額	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
健康保険料	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
厚生年金保険料	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
雇用保険料	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
所得税 + 住民税	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
控除合計	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
手取額	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
			拠出効果 合計 [Redacted]

メリット① 掛金拠出時

月給30万円の例（東京都・扶養なし・40歳以上）

	現状	確定拠出年金導入	差額
月額給与	300,000	270,000	-30,000
401k拠出額	10,000	10,000	0
支給総額	290,000	260,000	-30,000
健康保険料	15,000	15,000	0
厚生年金保険料	15,000	15,000	0
雇用保険料	10,000	10,000	0
所得税 + 住民税	15,000	15,000	0
控除合計	100,000	100,000	0
手取額	200,000	160,000	-40,000
NISA等	10,000	10,000	0
実質手取額	210,000	170,000	-40,000
			拠出効果 合計

■ メリット① 掛金拠出時

新NISAで毎月55,000円を積立する場合、税引前原資としていくら必要か？

税率（所得税+住民税）
課税所得（万円）
① 税引前原資
② 税額（個人負担）
①-② = 積立金

メリット① 掛金拠出時

理事報酬200万円の例（東京都・扶養なし・40歳以上）

	現状	確定拠出年金導入	差額
月額給与	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
福利厚生費	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
支給総額	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
健康保険料	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
厚生年金保険料	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
所得税 + 住民税	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
控除合計	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
手取額	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

拠出効果
合計 [Redacted]

確定拠出年金とは 役員・従業員個人のメリット

企業型確定拠出年金の3つの「税制優遇」 + □

掛金積立

所得税が非課税

住民税が非課税

社会保険料の対象外

運用

運用益が非課税

受給

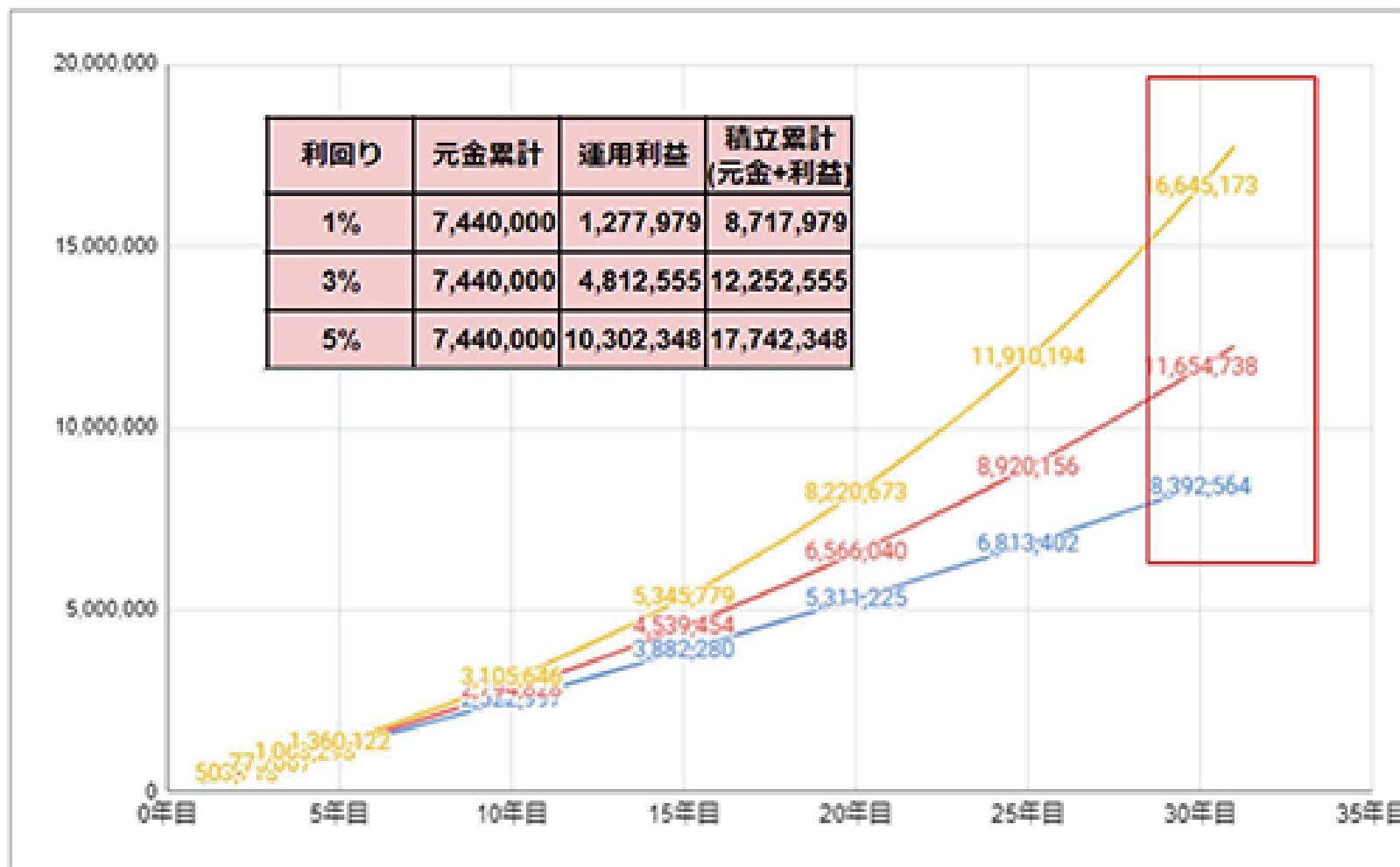
一時金は退職所得扱い

年金は公的年金等控除の対象

掛金20,000円で運用した場合

30年 積立貯金 744万円

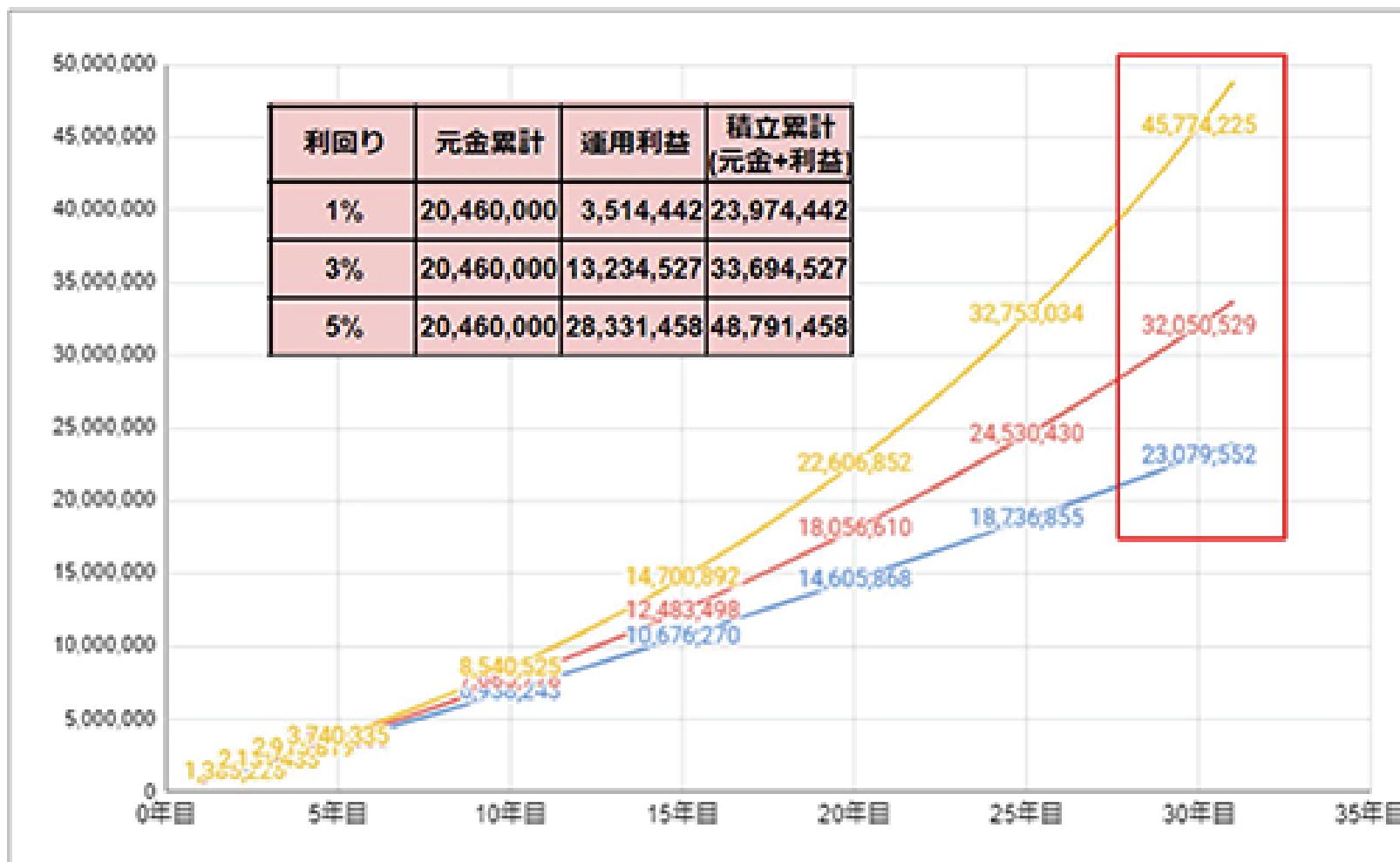
30年 積立5%運用 1,774万円(+1,030万円) 本来の税金206万 → ゼロ



掛け金55,000円で運用した場合

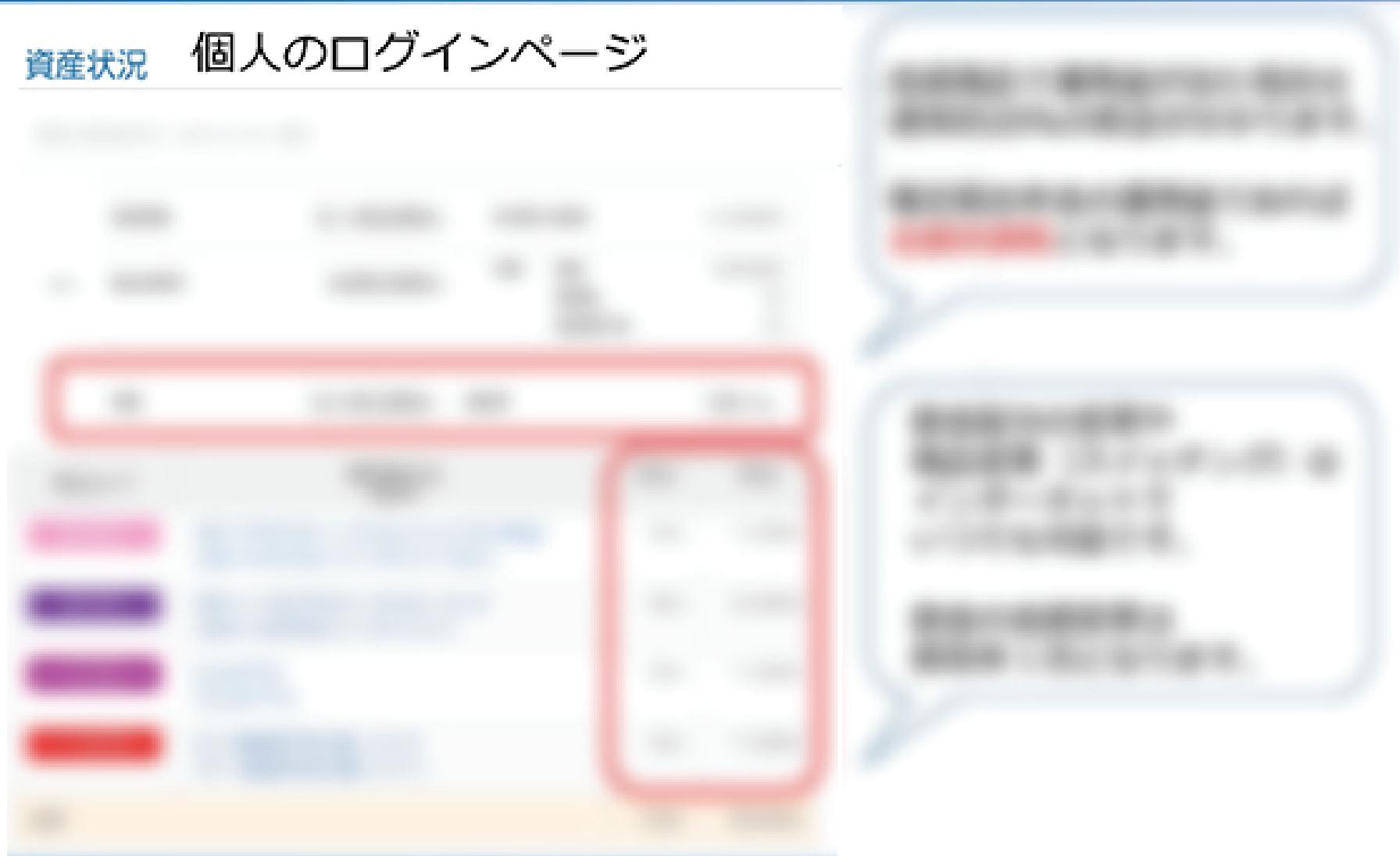
30年 積立貯金 2,046万円

30年 積立5%運用 4,879万円(+2,833万円) 本来の税金567万 → ゼロ



■ メリット② 運用時

資産状況 個人のログインページ



■ メリット② 運用時

運用シミュレーション

毎月積立額

運用（複利）

積立期間

確定拠出年金とは 役員・従業員個人のメリット

企業型確定拠出年金の3つの「税制優遇」 + □

掛け金積立

所得税が**非課税**

住民税が**非課税**

社会保険料の**対象外**

運用

運用益が**非課税**

受給

一時金は**退職所得扱い**

年金は公的年金等控除
の対象

■ メリット③ 受給時

(一時金として受け取る場合)

①退職所得の計算方法

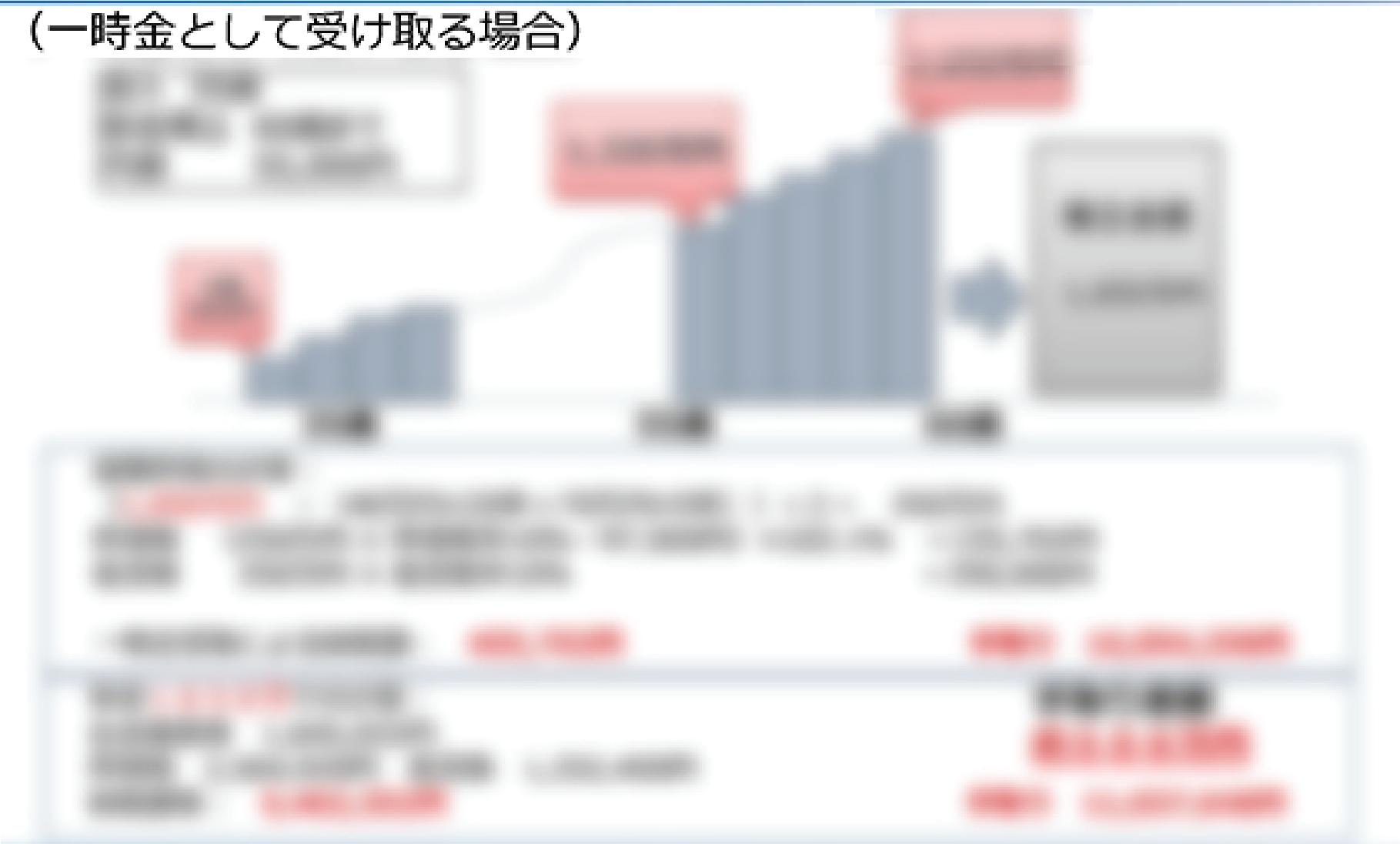
$$\{ \text{(一時金として受け取った金額} - \text{退職所得控除額}) \} \div 2$$

= 退職所得

②退職所得控除の計算方法

退職所得控除額の計算の表	
勤続年数=A	退職所得控除額
20年以下	40万円×A (80万円に満たない場合には、80万円)
20年超	800万円+70万円×(A-20年)

■ メリット③ 受給時 (一時金として受け取る場合)



確定拠出年金とは 法人のメリット

法人のメリット

全額損金

税引き前で
積立

経費にしながら
積立可能

通常の退職金は
法人税納税後のお金で
支払う

全額会社の経費で社長の退職金積立

退職金をもらう？ 確定拠出年金で積立てる？



03

総合経営サービス 企業型確定拠出年金の取り組み



2024年(令和6年)8月1日付

総務タイルス 第100号

| 5 |

企業型DC導入特化で「累積600社」 トップクラスの実績はいかに作られたか?

会計事務所業界で企業型DC(運用型)確定拠出年金(以下、企業型DC)制度が話題となって久しい。企業型DCは、課題を軽減の構造、透明、社会保険料削減、税制優遇の充実など、投資者や従業員にとってメリットは大きいものの、制度の導入・普及に取り組む会計事務所は少なく、結果として中小企業の導入率は今後も底堅く推移していく。そうしたなか、業界トップクラスの実績を上げているのが、総合経営サービスグループ(東京・大阪、グループ代表=山崎明税理士)。この分野の進歩を目指し、大規模キャンペーン展開をスタートさせた。責任者でもある山崎税理士が、サービスグループ内専門社員の取材陣頃合いに取次込みを聞いた。

「税理士らパートナーと“1億円キャンペーン”。更なる導入拡大へ」



総合経営サービスグループ代表社員 税理士 中川 淳穎 氏

一度ずつ、総合経営グループが企業型DCに着目したきっかけからお話をください。

15年前、総合経営サービスグループ代表の山崎税理士が誕生した際に、アメリカでは確定拠出年金401Kが一般化していることに触れて、日本でも取り組むべきとの判断に至ったことがキッカケです。しかし、当時の日本ではまだほとんど人気はなかったため、日本確定拠出年金の運営会理税理士としての立場を中心に中小企業での必要性を訴え、掛け合った結果、1人からでも制度に入れるようにしてもらったりました。

一昔前からどのような活動を経験されたのですか。

しばらくは顧問を中心で導入を勧めたりしていましたが、田舎から都会に移った2016年時点でも導入実績は結構に伸びっていました。そこで、自然的に企業型DCへの関心が高まってきた2017年から本格を入れることになったのですが、グループだけで活動しても業界が見えていませんでしたし、一般企業に直接アプローチを行っても上手くいきませんでした。当時はまだ中小企業に企業型DCの理解が進んでいませんでしたし、たとえ関心を持ってもらっても「税理士に相談してから」となり、結果ダメになるケースがほとんど

のを恐れています。今ではパートナーの1/10は税理士事務所になりました。一つ目は企業への提案及び導入後のサポートを当グループ担当が担当するようになりました。これら3つの要素の効果は大きく、現在の約600社導入実績の大半は、この定評の底堅さと言えます。

一この2年で大幅に導入実績を上げられました。企業へのアプローチや運用について詳しくお話しです。

過去数年には、当グループとして毎年導入施策を実施することで理解を深めてもらいました。企業には直前に検討する時期がありますので、説明して検査する事で上手くタイミングが合った時点で導入となっていました。企業やDC導入のための一時的の問題などがありますが、導入した時としない時の比較結果の説明などを丁寧に行なうことで納得いただきました。パートナーの活動においても、前述のとおり、慣れるまでは当グループ担当者と連携してパートナーに代わって企業への提案を行いました。それで分かったのですが、パートナーである税理士が検査する事で投資者の理解が深くなりました。いかに税理士の影響力が強いかということです。

ただし、そのためにはパートナーに企業型DCの内容、メリット、デメリットを十分理解してもらう必要があります。

で、総合経営サービスグループは40周年に合わせて実施します。パートナー税理士の場合、報酬実績がかかると10割位に活動しているパートナーは約2割といったところです。これが人気な理由でした。キャンペーンの内容は、既存社員及び導入実績ゼロパートナーについて、通常の手数料に加えて1万円20万円、2万円30万円、3万円50万円を支払っているものです。3万円すれば100万円になります。3万円、パートナーの100件超過を目標していますので、「超額3億円」と名付けました。

導入実績上位100社への還元になります。

では、1万円20万円、2万円30万円を超過する手数料と10割に支払います。

実際は、既存社員3万円で100万円のキャンペーントリルはこの8月～12月の3ヶ月間、上記3社へのキャンペーンはこの7月から12月の半年間となっています。完全に手数料のキャッシュバックですが、ここで実施する意識は大きく、企業へのおもてなしと位置づけています。

パートナーになれる条件や特徴などを公開が婕くください。

企業型DCは、企業と従業員の双方にメリットある制度です。税理士の場合、小規模企業会員や中規模会員がはじめていましたので、かつて税理士の会員登録料や会員料として勤めた税理のある先生方が多いでしょう。しかし、企業型DCの方がメリットは大きく、何といふでも従業員の福利厚生にも役立ちます。企業型DCと小規模企業会員や中規模会員を併用することもできます。

総務タイルス 第100号

ゴートマンシステムの導入 2024年9月5日付の記事

ゴートマン、RAG活用のヘルプデスク支援AIを総合経営サービスグループに導入

回答精度94%超を実現、企業型確定拠出年金の問い合わせ対応業務を効率化

ゴートマン合同会社 2024年9月5日 09時00分



生成AI領域に特化した開発会社のゴートマン合同会社（本社：東京都世田谷区、代表：室永裕典、不二経営）は、総合経営サービスグループにおいて企業型確定拠出年金の導入支援サービスなどを展開する株式会社セコム（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：中野一也）との「セコム・ゴートマン連携協定」を締結した。

販売促進用 401kマンガ 配布中



1 億円キャンペーン実施中

確定拠出年金導入

1 億円キャンペーン

(期間限定)

日本一嬉しい。が、あります。



総合経営サービスグループ

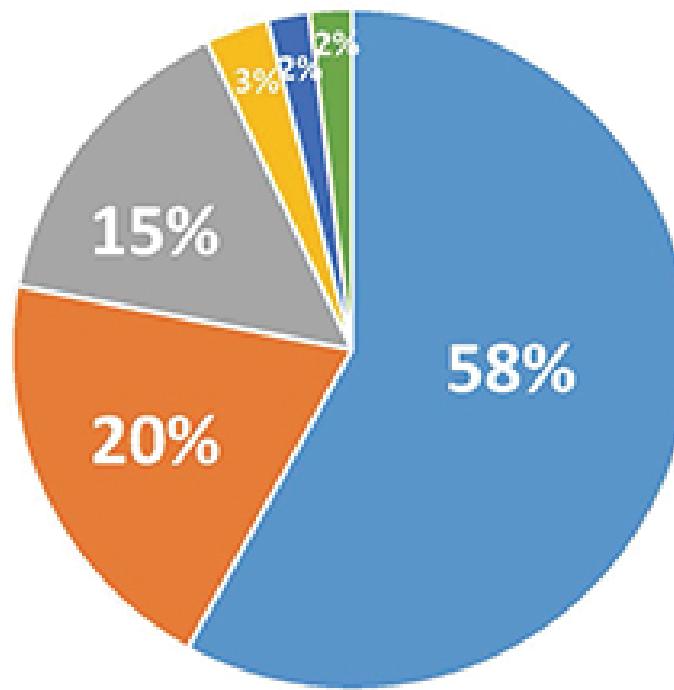
04

導入事例



導入実績と企業規模

導入実績670社



■ 5人以下 ■ 6~10人 ■ 11人~30人 ■ 31~50人 ■ 51~100人 ■ 100人以上

n=670 当社導入支援先

導入事例



歯科医院【東京都渋谷区】

従業員数 10人
加入者数 3人
節税・社保料軽減額 1,253,400円/年



内科医院【東京都千代田区】

従業員数 9人
加入者数 4人
節税・社保料軽減額 1,122,736円/年



製造業【東京都江東区】

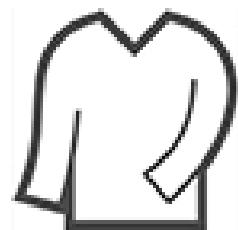
従業員数 43人
加入者数 21人
節税・社保料軽減額 2,120,040円/年

導入事例



自動車修理業【埼玉県川口市】

従業員数 13人
加入者数 8人
節税・社保料軽減額 1,803,716円/年



アパレル業【埼玉県和光市】

従業員数 5人
加入者数 2人
節税・社保料軽減額 622,539円/年



電機工事業【東京都板橋区】

従業員数 4人
加入者数 2人
節税・社保料軽減額 736,550円/年

経営者のお悩み

コスト削減を
したい

- 導入により社会保険料負担額の軽減

節税をしたい

- 掛け金は全額損金算入 法人・個人で節税

人材を
定着させたい

- 従業員が自分で老後の資産形成可能

いい人材を
採用したい

- 確定拠出年金の有無が企業選びの条件に

運用商品一覧

元本変動型商品									
カテゴリ	運用商品名	委託会社名	信託期間 (年)	信託財産 割合額	カテゴリ	運用商品名	委託会社名	信託期間 (年)	信託財産 割合額
国内株式	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
国内債券	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
国内不動産投 資	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
海外株式	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■

■ 2022/4/1基

よくあるご質問

■確定拠出年金の加入対象者は？

- 社会保険に加入している70歳未満の方
 - 役員・正社員・契約社員・パートタイマー 誰でも可
- ※掛け金拠出により最低賃金を割らないように注意

■加入できる法人の種類は？

株式会社、税理士法人、行政書士法人、社労士法人
司法書士法人、社会福祉法人、医療法人…

社会保険に入っていれば、全て可

■個人事業主も可 (ただし事業主のみ対象外)

導入スケジュール

7月制度開始のスケジュール例

1月	制度導入の決定、必要書類の送付（20日まで）
2月	書類を押印後厚生局へ制度導入の申請、従業員代表者の同意取得
3月	みずほ信託からの書類受け取り（会社住所及び代表者住所）
4月	（厚生局審査待ち）
5月	従業員への説明会
6月	加入者情報・掛金の登録、給与明細の変更、給与規程の改訂
7月	制度実施（1日） 初回口座振替（26日）
8月	初回の運用商品の購入（20日）



当社が選ばれる理由

- ◎ 製品・サービス・技術の開発力・実績
- ◎ 品質・信頼性・技術力・実績の高い
製造・販売・販路の構築
- ◎ 製造・販売・販路の構築
- ◎ 製造・販売・販路の構築
- ◎ 製造・販売・販路の構築
- ◎ 製造・販売・販路の構築

顧問先様 負担手数料

【税抜】

確定拠出年金手数料

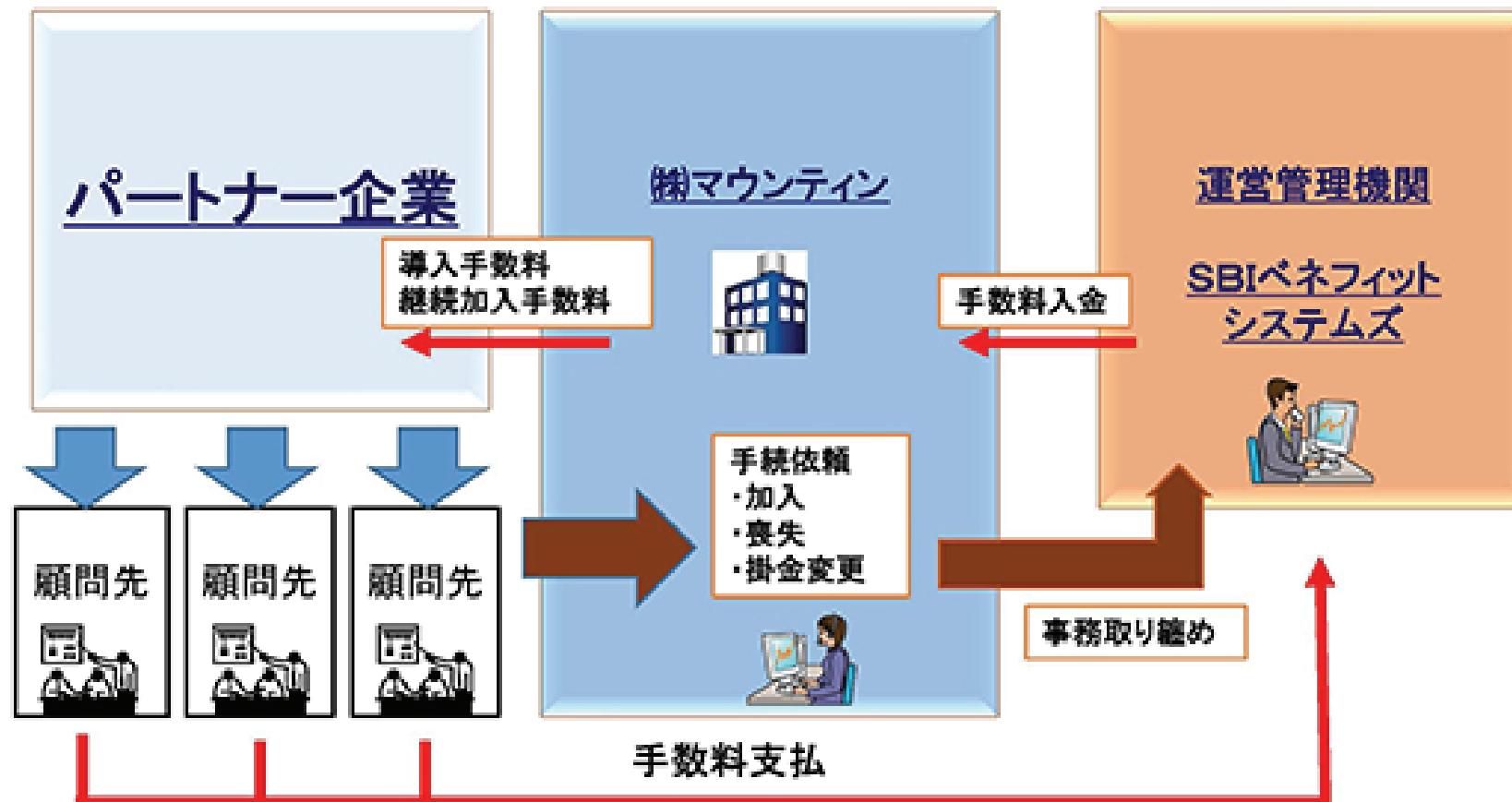
年齢	手数料
20歳	1.5%
25歳	1.5%
30歳	1.5%
35歳	1.5%
40歳	1.5%
45歳	1.5%
50歳	1.5%
55歳	1.5%
60歳	1.5%
65歳	1.5%
70歳	1.5%
75歳	1.5%
80歳	1.5%
85歳	1.5%
90歳	1.5%
95歳	1.5%
100歳	1.5%

06

パートナー制度紹介



パートナー制度 概要



パートナー制度 概要

	手数料	支払のタイミング
導入手数料 (一時金)	[REDACTED]	[REDACTED]
継続加入手 数料 (毎月)	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]

パートナー制度 概要

従業員数	1年目(一時金+継続手数料) 税抜	2年目以降(継続手数料) 税抜
1人	[REDACTED]	[REDACTED]
10人	[REDACTED]	[REDACTED]
50人	[REDACTED]	[REDACTED]
100人	[REDACTED]	[REDACTED]

1 億円キャンペーン実施中

確定拠出年金導入

1 億円キャンペーン

(期間限定)

日本一嬉しい。が、あります。



総合経営サービスグループ

パートナー制度 概要

従業員数	1年目(一時金+継続手数料) 税抜	2年目以降(継続手数料) 税抜
1人	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■
10人	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■
50人	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■
100人	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■

**最大
+100万円上乗せ**

当基金の特長

① 社長1名から導入可能

社長1名でもメリットが出るご提案が可能です。

厚生年金加入、加入時年齢70歳未満が必須要件です。

② 掛金の最低額が月額3,000円

他の企業型401kにおいては最低額が5,000円というケースがあります。

当基金では若い従業員の方がより加入しやすいように3,000円を掛金の
最低額としております。

当基金の特長

③ 継続的な代理店手数料

他の代理店制度では、紹介一時金のみのところもございます。

④ 特別な資格や入会金・年会費は不要

パートナーになるにあたり新たに資格や試験はございません。

顧問先様へ401kをご提案したい税理士・社労士の先生であれば、すぐにご提案が可能です。

当基金の特長

- ⑤ 提案資料、チラシ、401kマンガ 等 販促資料は全てご提供
- ⑥ いつでも質問できるように個別チャットの開設



当基金の特長

これまでの勉強会テーマ

⑦ 毎週水曜日 定時勉強会の開催 (全て無料)



企業型DCと小規模企業共通



企業型DC 一時金で受け取るときの注意点



運用方法の決め方とポートフォリオの組み方



iDeCoプラスと企業型DC



生保福利厚生プランにどのように対応するか

⑧ やっていただくことは顧問先様をご紹介いただくことだけ！

商談から導入、アフターフォローはすべて当社が請負わせていただきます。

ご清聴
ありがとうございました。